

**橋本地域  
循環型社会形成推進地域計画**

平成 29 年 11 月

和歌山県 橋本市

## 目次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水の処理の目標	5
3. 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	9
(4) その他の施策	10
4. 計画のフォローアップと事後評価	11
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11

### 添付資料

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成30年度）	12
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成30年度）	14
様式3 橋本地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	15
参考資料様式3 施設概要（最終処分場系）	18
参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）	19
別添資料 <トレンドグラフ>	20
別添資料 <地域内の施設の現況>	21
別添資料 <一般廃棄物処理施設の概要>	22
別添資料 <分別区分>	23
別添資料 <生活排水処理計画図>	25

## 橋本地域 循環型社会形成推進地域計画

和歌山県橋本市

平成 29 年 11 月 30 日

### 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

#### (1) 対象地域

市 町 村 名	和歌山県橋本市
面 積	130.55 k m <sup>2</sup>
人 口	64,150 人 (平成 29 年 3 月末現在)

#### (2) 計画期間

本計画は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合にはこの計画を見直すものとする。

#### (3) 基本的な方向

橋本市（以下「本市」という。）は、和歌山県の北東端に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南及び西はかつらぎ町、九度山町、高野町に接しており、和歌山市中心部や大阪市中心部への距離は直線とともに約 40 km である。本市の中央部には紀の川が東西に流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は紀伊山地に連なっている。

家庭から排出されるごみについては、容器包装リサイクル法対象のその他紙製容器包装以外の品目の分別収集を図るとともに、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を図る。一方、事業者から排出されるごみについても、分別を指導するとともに、再資源化業者への引渡しなどのリサイクルルートを推奨して発生抑制を図り、循環型社会にふさわしい処理システムを推進している。

本市のごみ処理は、可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃）は橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて焼却処理し、焼却残渣は大阪湾フェニックスへ処分委託している。粗大ごみ（破碎選別）、破碎選別ごみ、ペットボトル、その他プラ製容器包装、スチール缶、食品用ビン類及び有害危険ごみは、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて破碎または選別、保管を行ったあと、民間業者へ引き渡されリサイクルされている。廃食用油は、民間業者へ引き渡され、BDF（バイオディーゼル燃料）にリサイクルされている。また、集団回収された古紙・古布類、アルミ缶は、本市の登録を受けた資源ごみ回収業者が直接回収を行い、リサイクルされている。埋立ごみは、橋本市一般廃棄物処理場で埋立処分されている。

このような状況のなか、本市の最終処分場に関して、広域処理による分別見直しにより処理量が減っているが、残余量が少なくなっている。したがって、既設の嵩上げ工事を実施することにより、安定的な埋立処分を目指すものとする。

一方、生活排水対策に関しては、河川等の水質を保全するため、生活排水処理計画に基づき合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

#### (4) 広域化の検討状況

和歌山県では、平成9年1月に国が策定したダイオキシン類新ガイドラインに従い、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の抑制のため、県内市町村が互いに連携・協力することにより、広域的な観点からごみ処理体制を構築していくための指針として、「和歌山県ごみ処理広域化計画」を策定した。

この中で本市は、かつらぎ町、九度山町、高野町とともに「橋本広域ブロック」に属しており、広域的なごみ処理施設が整備され、平成21年11月から稼働開始されている。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成28年度の一般廃棄物の排出处理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、20,283トンであり、総資源化量は3,905トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は19.3%である。

中間処理による減量化量は14,013トンであり、集団回収量を除いた排出量の79.3%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の13.4%に当たる2,365トンが埋め立てられている。

なお、中間処理の内、焼却量は16,280トンである。橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)では、焼却により発生した蒸気で発電しており、構内の施設に利用している。

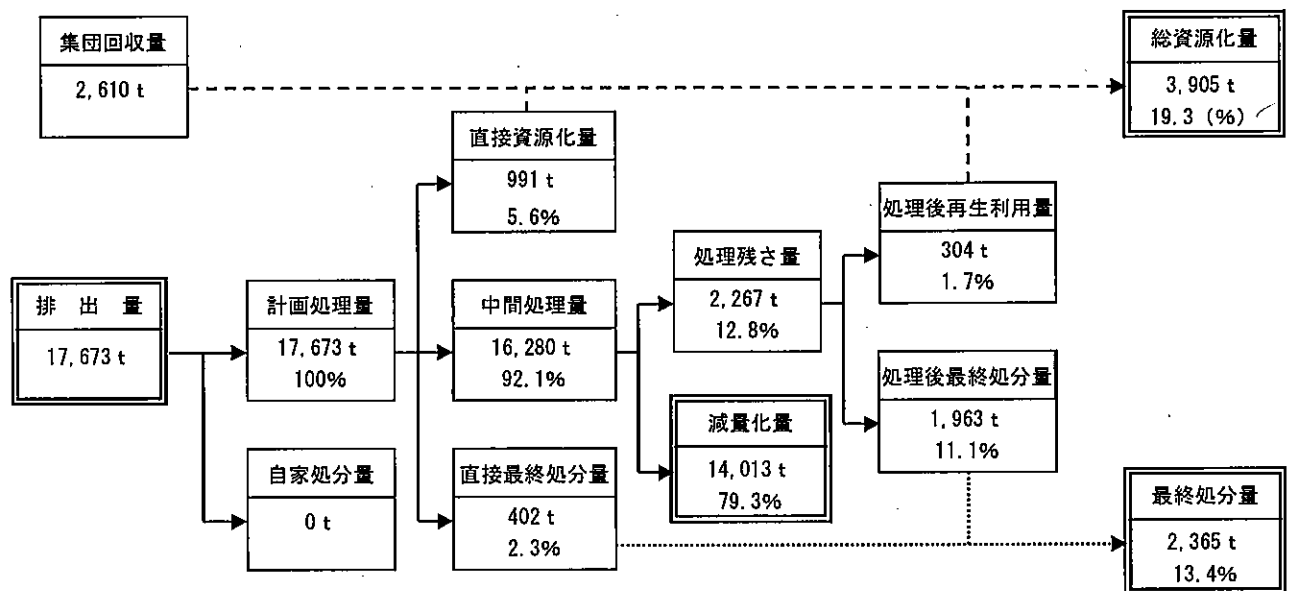


図1 一般廃棄物の処理フロー【平成28年度】

(2) 生活排水の処理の現状

平成28年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、以下のとおりである。

生活排水処理対象人口は、図2に示すとおり全体で64,150人であり、水洗化人口は53,189人、汚水衛生処理率82.9%である。

し尿発生量は6,973kL/年、浄化槽汚泥発生量は13,258kL/年であり、自家処理を除いた処理・処分量(=収集・運搬量)は20,231kL/年である。

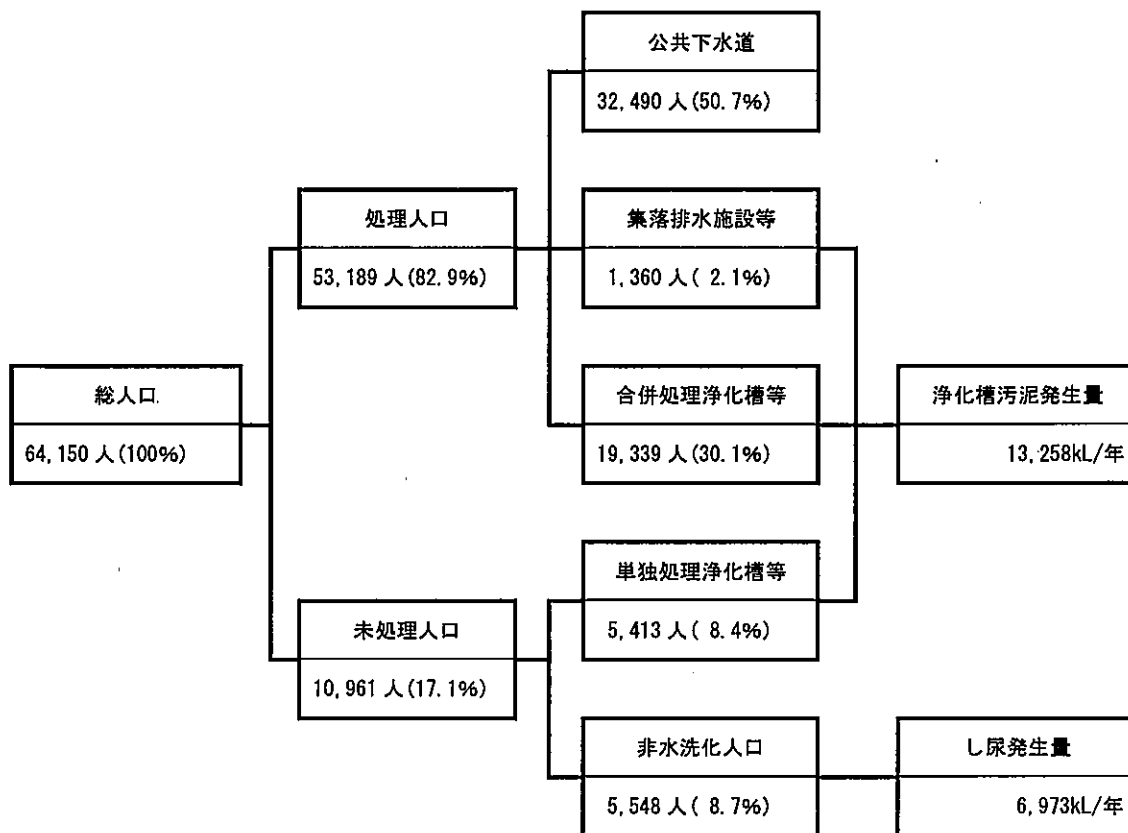


図2 生活排水の処理状況フロー【平成28年度】

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図3のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、別添資料としてトレンドグラフを添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成 28 年度)	目標 (割合※1) (平成 35 年度)
排 出 量	事業系 総排出量	5,936ト	5,720ト (-3.6%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.29ト/事業所	2.09ト/事業所 (-8.7%)
	生活系 総排出量	11,737ト	9,987ト (-14.9%)
	1人当たりの排出量※3	164kg/人	154kg/人 (-6.1%)
合 計 事業系生活系排出量合計		17,673ト	15,707ト(-11.1%)
再生利用量	直接資源化量	991ト ( 5.6%)	742ト ( 4.7%)
	総資源化量	3,905ト (19.3%)	3,585ト (20.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	2,365ト (13.4%)	2,104ト (13.4%)

※1 排出量は現状に対する割合、再生利用量の総資源化量は事業系生活系排出量+集団回収量の合計に対する割合、  
 その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] ÷ (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] ÷ (人口)

《 指標の定義 》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

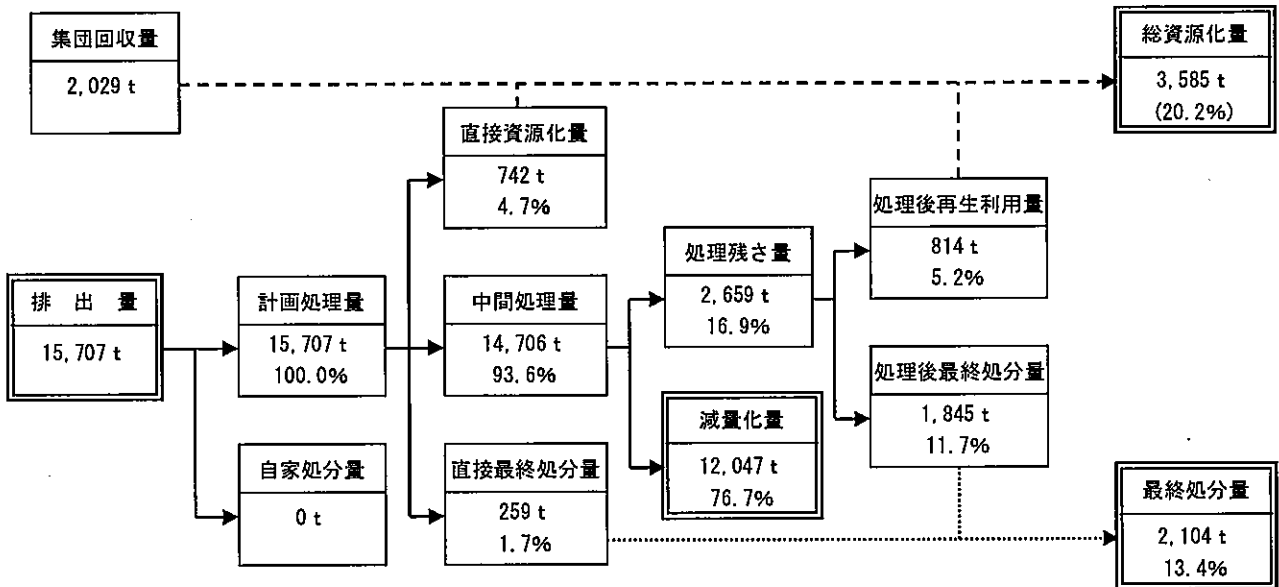


図3 目標達成後の一般廃棄物の処理状況フロー【平成 35 年度】

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成28年度実績	平成35年度目標
処理形態別人口	公共下水道	32,490人(50.7%)	32,722人(55.1%)
	合併処理浄化槽等	19,339人(30.1%)	18,556人(31.2%)
	農業集落排水施設等	1,360人(2.1%)	1,063人(1.8%)
	未処理人口	10,961人(17.1%)	7,065人(11.9%)
	合計	64,150人	59,406人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	6,973kL	4,997kL
	浄化槽汚泥量	13,258kL	11,125kL
	合計	20,231kL	16,122kL

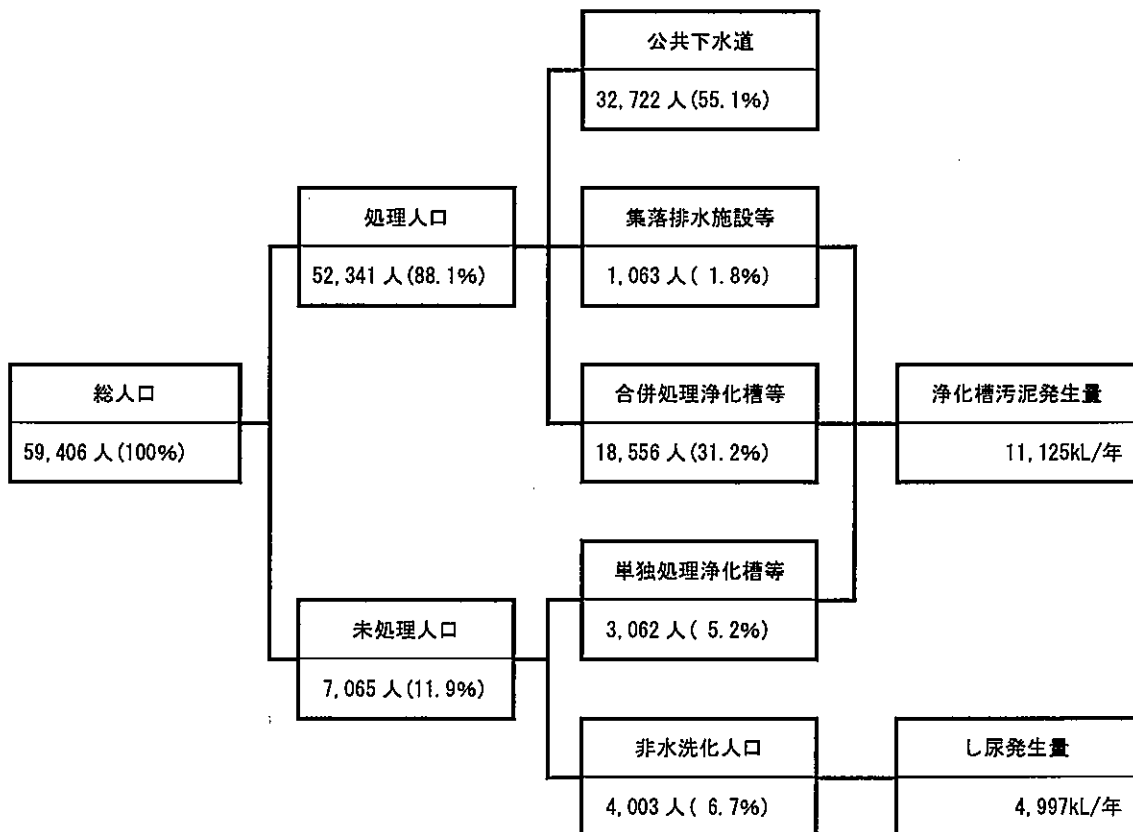


図4 生活排水の処理状況フロー【平成35年度】

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア. ごみの有料化（事業番号 11）

現在、生活系ごみのうち、可燃ごみ、ペットボトル、その他プラ製容器包装及び埋立ごみは本市指定袋にて、粗大ごみは専用シールにて手数料の徴収を行っている。また、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）に持ち込む場合には、生活系、事業系ともに従量制により処理手数料の徴収を行っている。また、事業系ごみの排出抑制及び資源化の意識づけを目的として、事業系ごみ指定袋導入を検討する。

##### イ. 環境教育、普及啓発（事業番号 12）

3Rを推進するため、広報やホームページなどでごみや環境に対する意識啓発を行う。現在、本市では区長会を母体とした衛生自治会組織が充実しており、衛生自治会、区・自治会だけでなく学校なども連携して住民啓発に取り組んでいく。

事業系ごみは、平成 27 年度に作成した「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査などを実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ促進し、事業者への排出指導や意識啓発を行う。

##### ウ. 再使用品の利用推進（事業番号 13）

リユース及びリサイクルを推進するため、陶磁器リサイクル市の開催や不用品交換会の実施を検討するとともに、可燃ごみに相当程度含まれる古紙や雑紙の分別の啓発を行う。

##### エ. 可燃ごみの収集週 1 回化とごみ処理関連補助金（事業番号 14）

ごみ収集の効率化による経費削減のため、可燃ごみ収集の全市週 1 回化を目指している。なお、実施にあたっては、今後ともごみ減量に対する支援策を実施するとともに、マンション世帯への配慮、子育て世帯や夏季の衛生上の対策をとるとともに、ごみ減量に取り組める体制づくりを行うこととする。

また、現行の補助金制度の見直しを行い、ごみ収集業務の合理化や費用削減につながる取組み及び、ごみ出し困難者に対する支援など、ごみに関する課題を解消するため新たな補助金を新設する。

##### オ. マイバッグ運動（事業番号 15）

買い物袋の持参を徹底するように啓発及び指導を行い、ごみの発生量を抑制するとともに、ごみの減量化の意識向上を図るものとする。

##### カ. ごみ処理経費の明確化（事業番号 16）

平成 24 年度から、国が推奨する一般廃棄物会計基準を参考に、ごみ処理形態別（排出抑制、収集・運搬、処理、リサイクル、処分など）の費用がわかるように基準を設定し、とりまとめているので、今後も継続する。



キ. 生活排水対策（事業番号 17）

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進  
汲取り及び単独浄化槽を合併浄化槽に転換、浄化槽の清掃や保守点検による適正管理の啓発。
- ・ 生活排水処理の必要性の啓発  
台所における調理くずや食物残渣の回収、廃食用油を流さない、食器等の汚れをふき取ってから水洗いをする等を実践するように啓発する。
- ・ 下水道放流水の適正な管理の啓発  
排出時に野菜くずや残飯、油など、トイレトーパー以外のものは流さないことやグリストラップ、オイルトラップなどの除外設備について適正管理の啓発を行う。

## (2) 処理体制

### ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号21）

分別区分及び処理方法は、表3のとおりである。現状の分別区分及び処理方法を今後も継続していく。

本市の最終処分について、既設の嵩上げ工事を実施することにより、安定的な埋立処分を図る。

### イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後（事業番号22）

事業系ごみについては、生活系ごみと同様の分別を徹底するとともに、再資源化業者への引渡しなどのリサイクルルートを推奨していくものとする。

### ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後（事業番号23）

産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設での処理を指導していくものとする。なお、高野口地域の事業所から排出される繊維くずについては、併せ産廃モデル施設として設置された橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて併せ産廃処理を行っているが、今後も継続していくものとする。

### エ. 生活排水処理の現状と今後（事業番号24）

生活排水の処理については、引き続き、下水道、農業集落排水処理施設等の整備がされていない人口散在地域等について、合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、現在し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、焼却処分しているが、今後は肥料活用も検討していくものとする。

### オ. 今後の処理体制の要点

◇本市の最終処分について、既設の嵩上げ工事を実施することにより、安定的な埋立処分を図る。

◇事業系ごみは、分別を徹底し、リサイクルを推奨していく。

◇橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）で処理する産業廃棄物は、高野口地域の事業所から排出される繊維くずとする。

◇生活排水の処理については、下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表3 本市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (平成28年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	
埋立ごみ	埋立	橋本市一般廃棄物処理場 (最終処分場)	147	
可燃ごみ	焼却	橋本市周辺広域 ごみ処理場 (コウノ紀北)	9,252	
粗大ごみ	焼却		資源化	1,028
				305
破砕選別ごみ	破砕選別		401	
食品用ビン類	保管		44	
有害危険ごみ			48	
ペットボトル	選別 圧縮		82	
その他プラ製 容器包装			403	
食品用 スチール缶	48			
アルミ缶	集団回収		(資源化業者)	2,610
古紙類				
古布				
廃食用油	資源化	(資源化業者)	27	



今後 (平成35年度)

分別区分	処理方法	処理施設等	処理量 (トン)	
埋立ごみ	埋立	橋本市一般廃棄物 処理場 (最終処分場)	132	
可燃ごみ	焼却	橋本市周辺広域 ごみ処理場 (コウノ紀北)	7,353	
粗大ごみ	焼却		資源化	1,078
				505
破砕選別ごみ	破砕選別		381	
食品用ビン類	保管		41	
有害危険ごみ			93	
ペットボトル	選別 圧縮		371	
その他プラ製 容器包装				
食品用 スチール缶	集団回収		(資源化業者)	2,029
アルミ缶				
古紙類				
古布	資源化	(資源化業者)	33	
廃食用油				

(3) 処理施設等の整備

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

ア. 廃棄物処理施設

現有の最終処分場の残余容量が少なくなっているため、最終処分場の嵩上げを行い、埋立ごみの適正処分を推進する。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	橋本市一般廃棄物処理場整備事業	処理能力 141,883 (うち増設分 12,883m <sup>3</sup> )	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7番地	H30

(整備理由)

事業番号1 既存最終処分場の嵩上げ

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおりに行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近5年の整備済基数(基) (H24-28)	整備計画基数(基) (5年)	整備計画人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	284	325	1,095	H30~H34

#### (4) その他の施策

地域循環型社会を形成していくために、次の施策を実施していく。

##### 1) 再生利用品の需要拡大事業（事業番号41）

容器包装廃棄物等の資源化ルートを確保し、再商品化製品等の需要が拡大するように、分別収集されるものの品質向上や事業者におけるリサイクル製品の開発、製造、販売等の促進について周知を図る。

##### 2) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発（事業番号42）

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行っていく。

##### 3) 不法投棄対策（事業番号43）

不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念される。

そのため、その対策として市民と行政が一体となった体制で監視し、地域住民からの通報の呼びかけを強化することで不法投棄の早期発見、未然防止を図っていくものとする。

##### 4) 災害時の廃棄物処理に関する事項（事業番号44）

本市の地域防災計画は、ごみ処理に関する部分において災害時においても日常的に発生する「日常型廃棄物」と倒壊家屋等の残存物等の「非日常型廃棄物」の処理について方針を示している。

災害発生後、廃棄物処理への対応はライフライン確保の一環として極めて重要である。災害が起こった場所や、その種類・規模によって対応は異なるが、東日本大震災における自治体の対応をベースに、「災害廃棄物処理対応マニュアル」を策定した。この情報を共有することにより、万一の事態に備え、災害時の対応や災害発生後の復旧マニュアルとして位置づけるものとする。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の推進状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、和歌山県及び国と意見交換をしつつ、計画の推進状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成30年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	橋本地区	(2) 地域内人口	64,150人 (平成29年3月末現在)	(3) 地域面積	130.55 k㎡
(4) 構成市町村等名	和歌山県橋本市	(5) 地域の要件	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し： 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定				

2 減量化、再生利用の現状と目標

年 指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目 標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
排 出 量	事業系 総排出量(トン)	5,572	5,304	5,446	5,822	5,936	5,720(H28比-3.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.96	1.88	1.96	2.11	2.29	2.09
	家庭系 総排出量(トン)	12,441	12,171	11,995	12,196	11,737	9,987(H28比-14.9%)
再 生 利 用 量	1人当たりの排出量(kg/人)	171	170	169	175	164	154
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	18,013	17,475	17,441	18,018	17,673	15,707(H28比-11.1%)
熱 回 收 量	直接資源化量(トン)	1,192(6.6%)	1,044(6.0%)	1,044(6.0%)	1,026(5.7%)	991(5.6%)	742(4.7%)
最 終 処 分 量	総資源化量(トン)	4,083(19.8%)	3,834(19.2%)	3,601(18.2%)	3,513(17.4%)	3,905(19.3%)	3,585(20.2%)
	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)						
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	13,912(77.2%)	13,728(78.6%)	13,829(79.3%)	14,309(79.4%)	14,013(79.3%)	12,047(76.7%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,639(14.7%)	2,361(13.5%)	2,315(13.3%)	2,411(13.4%)	2,365(13.4%)	2,104(13.4%)

※1 別添資料として指標と要因(人口)に関するトレンドグラフを添付した。

※2 総資源化量は、排出量と集回回収の合計に対する割合。

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備 考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年度	更新、廃止理由	型式及び処理方式		施設工予定年月
ごみ焼却施設	橋本周辺広域市町村圏組合	ストーカ式	有	101(トン/24h)					(継続利用)
リサイクル施設	橋本市	選別・圧縮・保管	有	46.4(トン/5h)					(継続利用)
最終処分場	橋本市	セル方式	有	129,000(m³)	H30	容量の不足	(セル方式)	H31年3月	141,883m³ 既設の嵩上げ工事
し尿処理施設	橋本伊都衛生施設組合	低希釈二段活性汚泥法+高度処理	有	150(kL/日)					(継続利用)

4 生活排水処理の現状と目標

年 指標・単位	過去の状況・現状					目 標
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
総 人 口	66,657	66,069	65,479	64,793	64,150	59,406
公 共 下 水 道	31,099 46.7%	31,231 47.3%	31,569 48.2%	32,032 49.4%	32,490 50.7%	32,722 55.1%
集 落 排 水 施 設	1,423 2.1%	1,388 2.1%	1,362 2.1%	1,332 2.1%	1,360 2.1%	1,063 1.8%
合 併 処 理 浄 化 槽	21,333 32.0%	21,101 31.9%	20,650 31.5%	19,917 30.7%	19,339 30.1%	18,556 31.2%
未 処 理 人 口	12,802	12,349	11,898	11,512	10,961	7,065

※別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付（添付資料2）

5 浄化槽の整備状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事業主体	現有施設の内容（平成 28 年度）		整備予定基数の内容		備 考
		基 数	処理人口	基 数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	橋本市	1,105	4,156	325	1,095	H35



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 (平成30年度)

業種別	事業番号	事業名称	事業主体	規模	事業期間 交付期間	総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考
						平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	
					終了	15,000	0	0	0	0	15,000	0	0	0	0	
	1	〇最終処分場整備事業 播本市一般廃棄物処理場 整備事業	播本市	12,883 m <sup>2</sup>	H30 H30	15,000	0	0	0	0	15,000	0	0	0	0	規模は増設分のみ
	2	〇浄化槽に関する事業 浄化槽設置整備事業	播本市	325 基	H30 H34	119,610	23,922	23,922	23,922	23,922	119,610	23,922	23,922	23,922	23,922	
		合 計				134,610	23,922	23,922	23,922	23,922	134,610	23,922	23,922	23,922	23,922	



⋮  
⋮



橋本地区の循環型社会形成推進のための施策一覧 (1/3)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		事業計画				
					開始	終了	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定袋制及び専用シール制の継続</li> <li>施設への持ち込みによる処理手数料の徴収の継続</li> <li>事業系ごみ指定袋導入の検討</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		
	12	環境教育、普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報やホームページなどでごみや環境に対する意識啓発</li> <li>廃棄物減量等推進員、衛生自治会、区・自治会など及び行政の全体的に連携が図れる制度などの検討</li> <li>事業系ごみのマニュアルの周知徹底</li> <li>事業者への排出指導や意識啓発</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		
	13	再使用品の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>陶磁器リサイクル市の開催や粗大ごみなどの不用品交換会の実施検討</li> <li>可燃ごみ中の古紙や雑紙の分別啓発</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		
	14	可燃ごみの収集週1回化とごみ処理関連補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ収集の全市週1回化の実施</li> <li>ごみ減量に取り組める体制づくり実施</li> <li>新たな補助金を設置</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		
	15	マイバッグ運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物袋の持参を徹底するように啓発及び指導を実施</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		
	16	ごみ処理経費の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物会計基準を設定し、とりまとめているので、今後も継続</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		
	17	生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報活動の実施</li> <li>排出抑制用品の普及</li> <li>無リン洗剤、石けんの使用</li> </ul>	橋本市	30	34			継続実施		

橋本地区の循環型社会形成推進のための施策一覧(2/3)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画				
					開始	終了		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみの処理体制の現状と今後	今後、現状の分別区分及び処理方法を今後も継続していく。	橋本市	30	34	×			継続実施		
	22	事業系ごみの処理体制の現状と今後	今後、家庭系ごみと同様の分別を徹底するとともにリサイクルを推奨する。	橋本市	30	34	×			継続実施		
	23	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	繊維くずは、橋本周辺広域ごみ処理場(工コライフ紀北)にて処理を行っているが、今後も継続していくものとする。	橋本市	30	34	×			継続実施		
	24	生活排水処理の現状と今後	下水道、農業集落排水処理施設等の整備がされていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。	橋本市	30	34	×			合併浄化槽整備		
処理施設の整備に関するもの	1	最終処分場整備事業	現在の最終処分場の残容量が少なくなっているため、最終処分場の嵩上げを行い、埋立ごみの適正処分を推進する。	橋本市	30	30	○				嵩上げ 工事	
	2	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備を進める。	橋本市	30	34	○			合併浄化槽整備		

橋本地区の循環型社会形成推進のための施策一覧 (3/3)

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					
					開始	終了		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	
その他の施策	41	再生利用品の需要拡大 事業	分別収集されるものの品質向上や事業者 におけるリサイクル製品の開発、製造、 販売等の促進について周知を図る。	橋本市	30	34	×			継続啓発			
	42	家電のリサイクルに 関する普及啓発	家電リサイクル法に基づき適切な回収や 再商品化がなされるよう、関連団体や小 売店などと協力して、普及啓発を行う。	橋本市	30	34	×			継続実施			
	43	不法投棄対策	市民と行政が一体となった体制で監視 し、地域住民からの通報の呼びかけを強 化することで不法投棄の早期発見、未然 防止を図っていくものとする。	橋本市	30	34	×			継続実施			
	44	災害時の廃棄物処理に 関する事項	策定した「災害廃棄物処理対応マニュアル 」を共有することにより、万一の事態 に備え、災害時の対応や災害発生後の復 旧マニュアルとして位置づける。	橋本市	30	34	×			実 施			

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	橋本市		
(2) 施設名称	橋本市一般廃棄物処理場		
(3) 工期	平成 30 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 22,800m <sup>2</sup>	埋立面積 17,500m <sup>2</sup> (変更後 18,000m <sup>2</sup> )	埋立容積 129,000m <sup>3</sup> (変更後 141,883m <sup>3</sup> )
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 埋立終了	平成 30 年度 平成 30 年度	
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	最終処分場		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有	<input checked="" type="radio"/>	無
(9) 事業計画額	15,000千円		

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 和歌山県

(1)事業主体名	橋本市
(2)事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)事業の実施目的及び内容	①目的 浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負荷量を低減し、望ましい水環境の形成に寄与することにより、循環型社会の形成推進を図る。 ②内容 合併処理浄化槽を整備しようとする者に対し補助金を交付する。
(4)事業期間	平成30年度～平成34年度
(5)事業対象地域の要件	アー (イ) 水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6)事業計画額	交付対象事業費 119,610千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の設備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,095人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	215基 (645人分)	10基	72,280千円	72,280千円	72,280千円
6～7人槽	100基 (400人分)	5基	41,850千円	41,850千円	41,850千円
8～10人槽	10基 (50人分)	0基	5,480千円	5,480千円	5,480千円
11～20人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	基	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	基	千円	千円	千円
改築	基				
計画策定調査費					
合計	325基 (1,095人分) 改築を除く	15基	119,610千円	119,610千円	119,610千円

# 別添資料

## <トレンドグラフ その1>

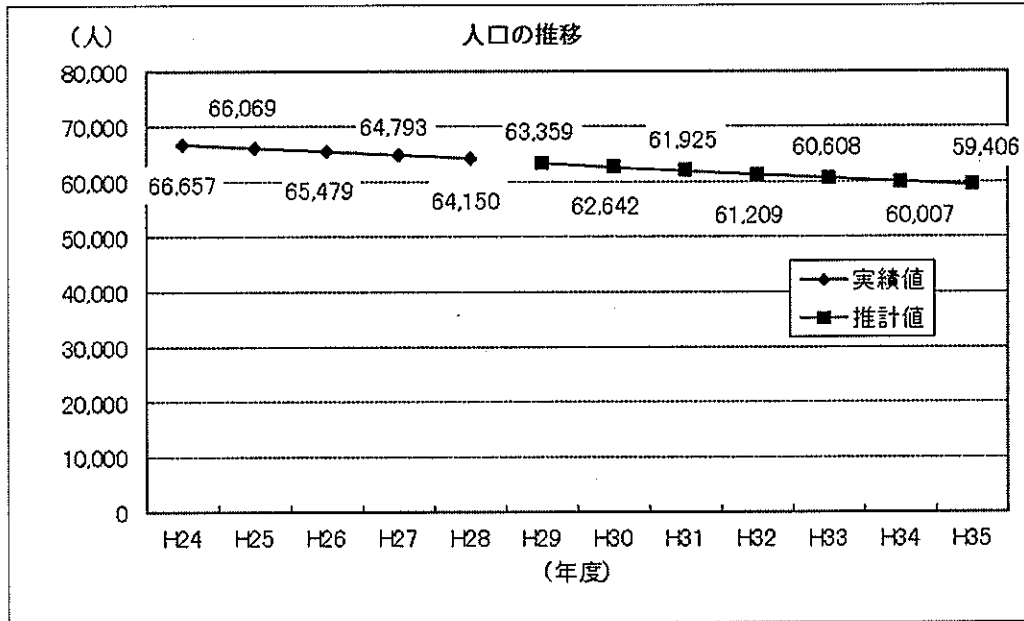


図 人口の推移

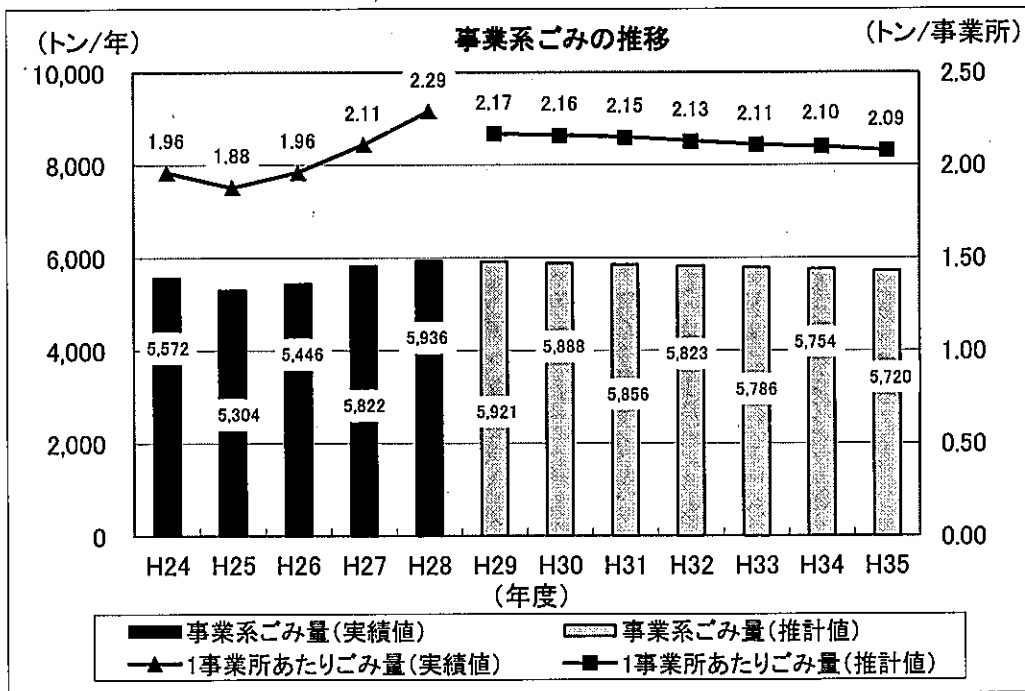


図 事業系ごみ量の推移



<トレンドグラフ その2>

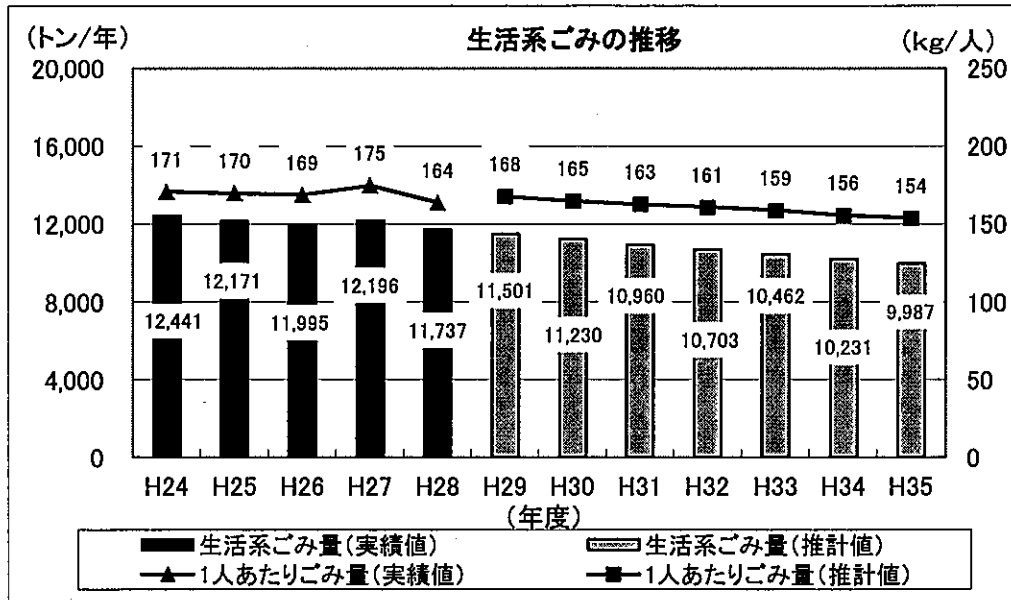


図 家庭系ごみの推移

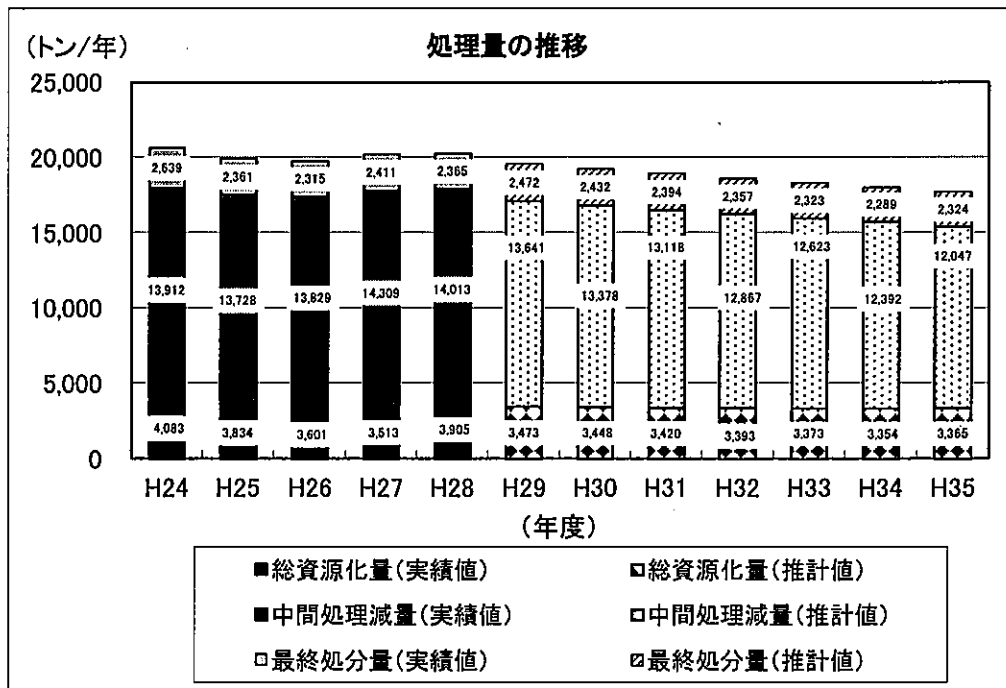


図 処理量の推移

<トレンドグラフ その3>

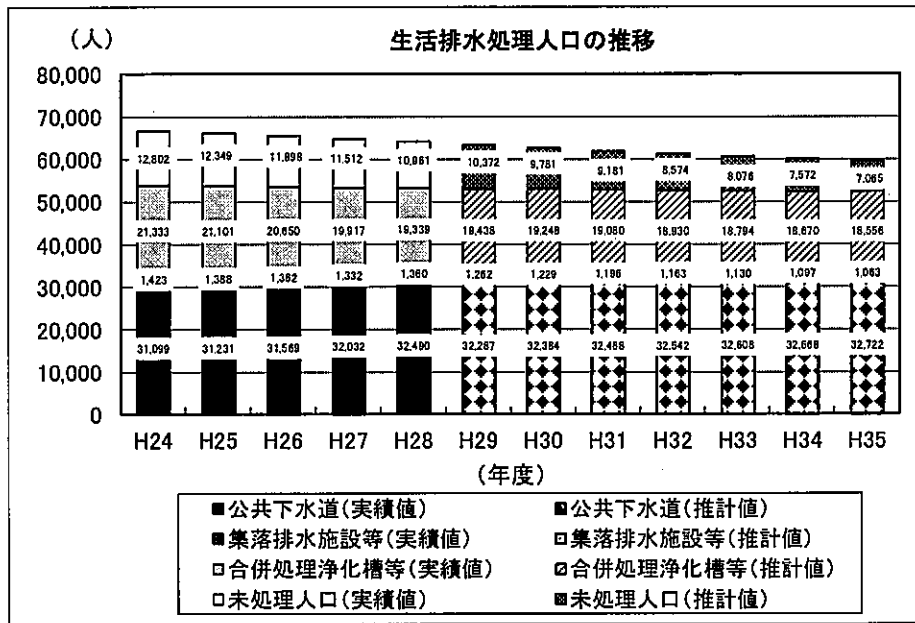


図 生活排水処理人口の推移

<トレンドグラフ その4>

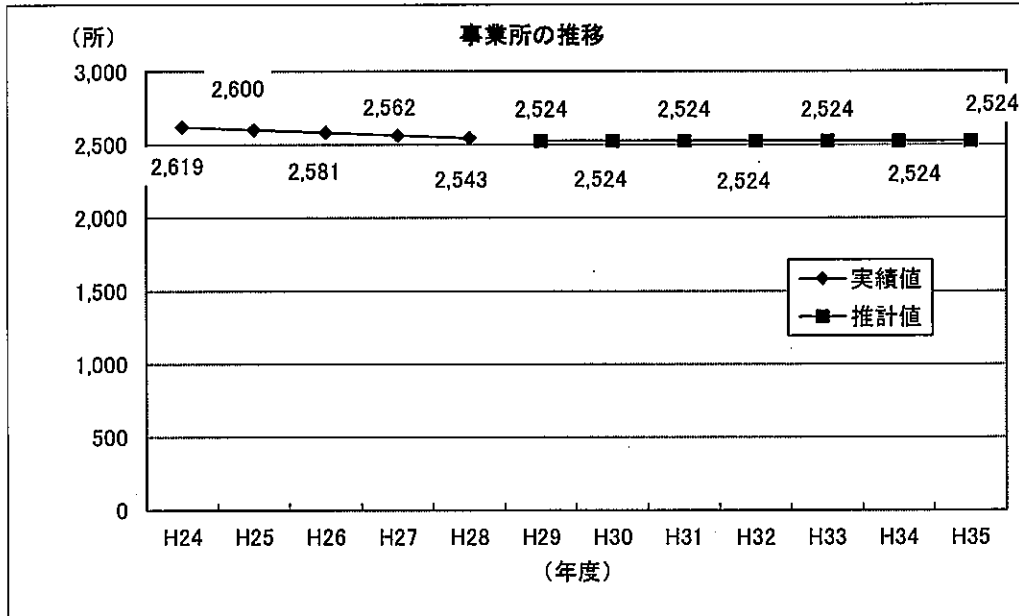
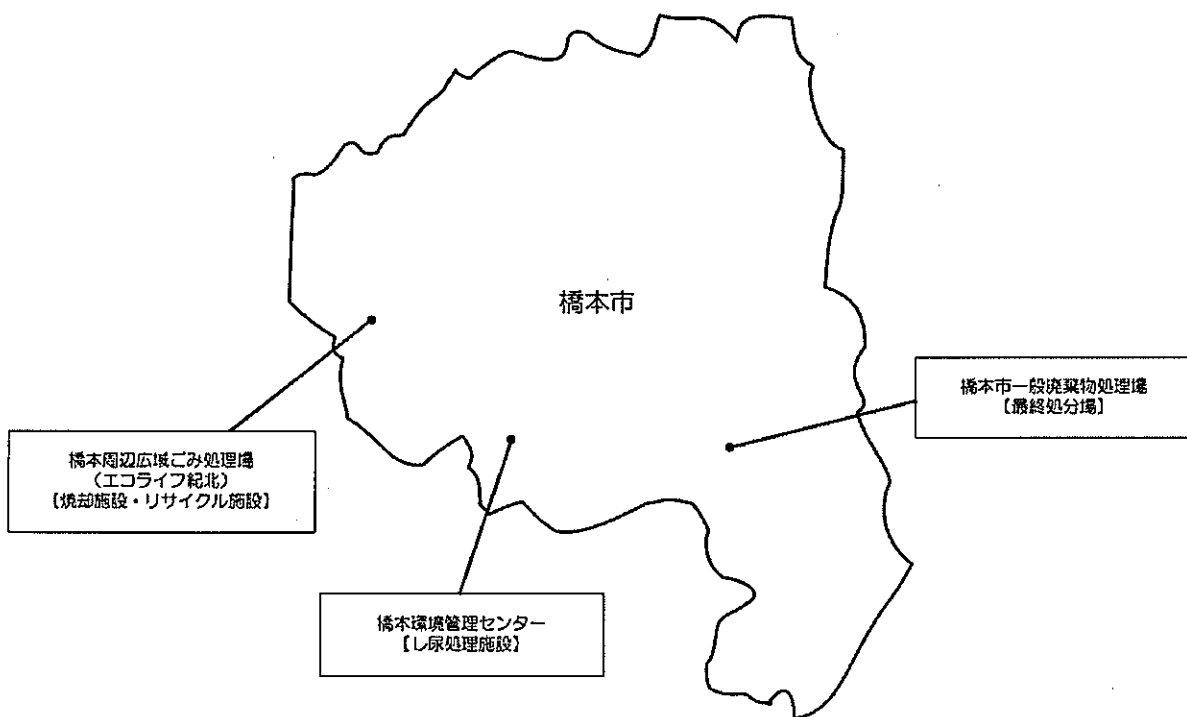
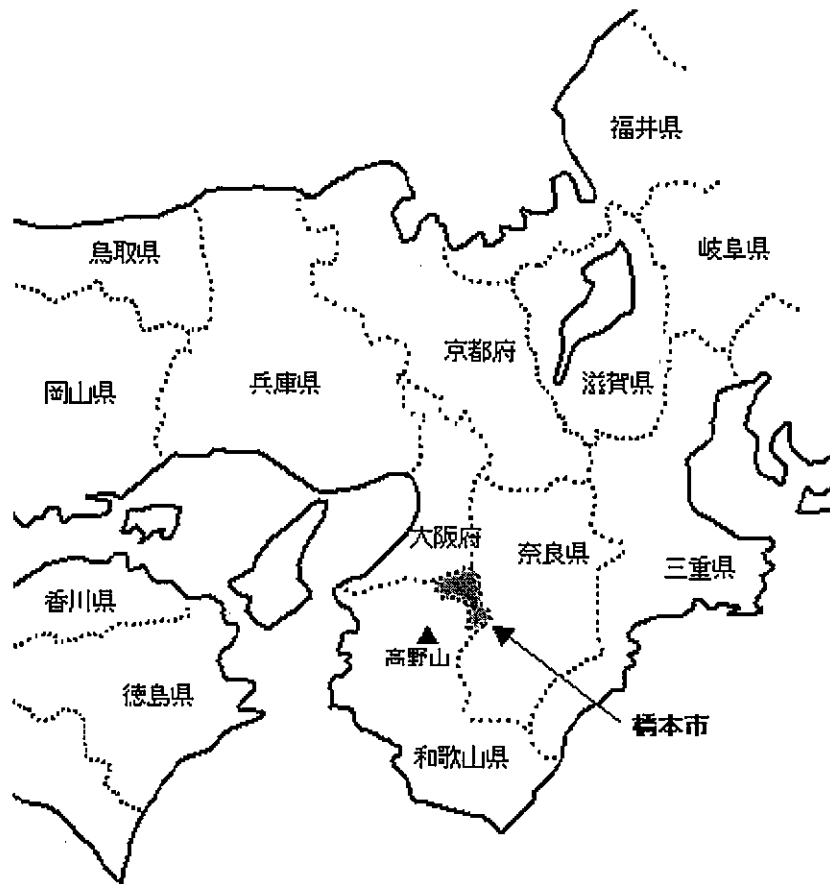


図 事業所数の推移

<地域内の施設の現況>



## <一般廃棄物処理施設の概要>

### 表 中間処理施設の概要

施設名称	橋本周辺広域市町村圏組合 橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）【焼却施設・リサイクル施設】
所在地	橋本市高野口町大野 1827 番地の 28
構成市町	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
敷地面積	約 58,000m <sup>2</sup>
供用開始	平成 21 年 11 月
延床面積	○焼却施設：6,017m <sup>2</sup> ○リサイクル施設：4,205m <sup>2</sup> ○管理棟：1,170m <sup>2</sup>
施設概要	【焼却施設】 ○施設規模・・・101t/日 (50.5t/日・炉×2 炉) [24h] ○処理方式・・・全連続燃焼式ストーカ炉 【リサイクル施設】 ○施設規模・・・46.4t/日 [5h]

### 表 最終処分場の概要

施設名称	橋本市一般廃棄物処理場
所在地	橋本市彦谷上ノ滝谷 752-7 番地 外
敷地面積	22,800m <sup>2</sup>
埋立面積	18,000m <sup>2</sup>
埋立容量	141,883m <sup>3</sup>
残余容量	12,321m <sup>3</sup> (平成 26 年 4 月現在)
供用開始	平成 5 年 4 月
埋立対象物	ガラス類、陶磁器類、一般廃棄物となる側溝汚泥等

### 表 し尿処理施設の概要

施設名称	橋本環境管理センター
所在地	橋本市学文路 172 番地
敷地面積	17,297m <sup>2</sup>
建築面積	4,386m <sup>2</sup>
建設年度	昭和 59 年度
処理能力	150kL/日
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
放流先	紀の川

## <分別区分>

表 ごみの分別区分（1）

分別区分	対象となる品目	出し方	
可燃ごみ	落ち葉、剪定枝、生ごみ、革製品、紙おむつ、スポンジ、軟質プラスチック類など。	・生ごみは十分に水切りする。 ・紙おむつは汚物を取り除く	専用指定袋
その他プラ製容器包装	プラ製の容器包装の内、プラマークのあるもの。トレイ、ボトル、パック、菓子袋、発泡スチロールなど。	・食べ残しや汚れを取り水洗いし、乾かす。 ・洗って汚れの落ちないものは「可燃ごみ」へ。	専用指定袋
ペットボトル	プラ製の容器包装の内、ペットボトルマークのあるもの。醤油、ジュース、日本酒などのボトル。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・ラベル・キャップは「そのプラ」へ。	専用指定袋
埋立ごみ	陶磁器などの焼き物、コンクリート製品、ガラス製品、食品用でないガラスビンなど。	・割れたものは新聞紙に包む。 ・広域ごみ処理場には搬入できない。	専用指定袋
粗大ごみ	市の収集するごみで、一辺30cmを超えるもの。タンス、自転車、布団など。	・大きさに合った収集シールを貼る。	粗大ごみ収集シール
食品用ビン類 (無色・茶色・その他の色)	ガラス製食品や飲料の容器。一升ビン、牛乳ビン、ワインボトル、ジャムのビンなど。	・中身を出して水洗いし、乾かす。色で分別する。 ・食品用以外のビンは「埋立ごみ」へ。	コンテナ
スチール缶 (食品用)	食品や飲料の缶でスチールマークのあるもの。ツナ缶、コーヒーの缶。	・中身を出して水洗いし、乾かす。 ・マークの無いものは「破碎選別」へ。	コンテナ
破碎選別ごみ	小型家電、おもちゃ、金属小物類、金属を伴うプラスチック類、硬質プラスチック類、食品用以外の缶など。	・包丁・カミソリの刃の部分は、紙で包み「キケン」と書く。	コンテナ
有害危険ごみ	乾電池、蛍光灯、電球、スプレー缶、ライター、カセットボンベなど。	・乾電池は、小袋に入れる。 ・使い捨てライターはガスを抜くこと。 ・スプレーは使い切る。	コンテナ
廃食用油	使用済み天ぷら油や、オリーブオイルなど植物性食用油。	・元のボトルの容器かペットボトルに入れる。 ・ふたはきっちり閉める。ラードなど動物性は不可。	コンテナ
アルミ缶 (食品用)	食品や飲料の缶でアルミマークのあるもの。炭酸飲料の缶、ビールの缶。	・中身を出して水洗いし、乾かす。	[集団回収] 透明の袋
古紙類 (古紙類・段ボール類・飲料用紙パック)	新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、その他雑紙	・飲料用紙パックは、中身を出して水洗いし、乾かす。 ・汚れや匂いのついた紙、アルミ箔張りや防水加工をしたものは不可。	[集団回収] ヒモで縛る
古布類	使用済みの衣類やシーツなどで、きれいなもの。Tシャツ、ズボン、ジャンパーなど。	・汚れが取れないものは、「可燃ごみ」へ。	[集団回収] 透明の袋

[出典] ごみの減量と分別のガイドブック

表 ごみの分別区分（２）

分別区分	対象となる品目	出し方
家電リサイクル対象品	冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、テレビ、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	・市での収集は不可。 ・購入店、又は家電リサイクル協力店に問い合わせ。
リサイクル推奨指定品	パソコン、ディスプレイ、自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器、バッテリー、充電式・ボタン式電池など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・販売店または販売協力店、各制度の相談窓口にお問い合わせ。
市で処理できないものなど〔排出規制物〕	産業廃棄物、LPガスボンベ、農機具、木製パレット、ピアノ、ペンキ、劇薬物、農薬、注射針などの感染性廃棄物、土、砂、石など。	・市での収集は不可。 ・広域ごみ処理場も受付不可。 ・購入店、回収協力店に問い合わせ。
事業所から出るごみ	飲食店から出た生ごみ、事務所から出た書類、家などの解体廃材などの産業廃棄物など。	・市では収集しない。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分け、適切に処理すること。
広域ごみ処理場への持込み	市で収集を行う「埋立ごみ」以外の生活系ごみ、産業廃棄物でない事業所から出る一般廃棄物。	・ごみの量が多い場合などは、広域ごみ処理場へ直接持ち込むことができる。

〔出典〕 ごみの減量と分別のガイドブック

表 ごみの分別区分（適正処理困難物）

適正処理困難物指定品目
(1) 自動車
(2) 原動機付自転車
(3) ゴムタイヤ(自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの)
(4) LP ガスボンベ
(5) 消火器
(6) バッテリー(自動車用のもの及び原動機付自転車用のもの)
(7) ピアノ
(8) スレート、外壁パネル、石膏ボード及びそれに類するもの
(9) 建築物及び構造物の解体に伴って発生したコンクリート塊、コンクリート片、屋根瓦、タイル及びそれに類するもの
(10) 石綿含有廃棄物
(11) 浄化槽及びし尿便槽

〔出典〕 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則 別表(第5条関係)



